



遞信次官田健治郎以下六名外國勲章
受領及佩用ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

明治三十一年四月十六日

内閣總理大臣侯爵伊藤博文

内閣

勅令第九六號 内閣總理大臣 四月十六日發可

明治三十一年四月十三日

行

内閣總理大臣 甘文

賞勳局總裁



羅馬尼國ミランドールドル
トワールドルマニ勳章 遞信次官 田健治郎

伊太利國グレン、エルド、グレイ
ロメデタリー勳章 神奈川縣知事 中野健明

羅馬尼國チフ、ヒエ、ド、ニ
ド、ス、ク、ロ、ス、ド、ル、マ、ニ、勳章 遞信省參事官 松永武吉

和蘭國シワリ、ネ、ド、ロ、ド、ル
ラ、シ、ナ、ツ、サ、ウ、勳章 公使館三等書記官 飯島龜太郎

伊太利國シワリ、ネ、ド、ロ、ド、ル
ク、ウ、ロ、ン、ヌ、デ、イ、タ、リ、勳章 神奈川縣警部 横山信徴

全上 東京府平民 廣瀬佐太郎

右遞信次官田健治郎以下六名頭書ノ勳章

内閣

受領及佩用願出候條御允許相成可然哉

此段上申ス

明治三十年四月四日

外國勳章受領及佩用願

今般羅馬尼國王陛下ヨリ星勳章ノコシマ
ンドルヲ贈與セラレ候ニ付受領及佩用
致度候條御允許相成度別紙相添此
段奉願候也

明治三十年四月四日

通信次官田健治郎

田

賞勳局總裁子爵大給恒殿

供閱物件目録

一 羅馬尼國星勳章ノコシマンドル

土壹個

一 勳記 譯文添

土壹通

右受領及佩用出願ニ付差出候也

明治三十年四月四日

逓信次官田健治郎



神祐及國民ノ意志ニ依ル羅馬馬尼國王
カロール一世ハ我外務大臣兼勲章總裁
ノ奏請ニ依リ第二四三九一号ヲ以テ勅命
スルコト左ノ如シ

第一條 日本電務局長田健治郎君ノ羅
馬尼星勲章ノコンマンドール等級ノ員

ニ列ス

文官勲章ノ列ニ加ハルベキモノナリ

第二條 我外務大臣兼勲章總裁ハ此
勅令ノ執行ヲ擔當スベシ

一千八百九十七年十二月十七日

ブカレストニ於テ授與ス

カロール (手著)

外務大臣兼勲章總裁 デー、スツルガ (手著)

第三七五一号

元本勅令ニ據リ之ヲ作ル 外務省書記官長デー、エス、ギカ

外務省及
勲章局之印

官印 主管 デー、ジョー、ビシケル

外國勳章佩用願

明治三十二年四月十三日

今般伊太利國皇帝陛下ヨリ「グラン・コル
ドン、ド、ラ、クローヌヌ、ゲタリー」勳章ノ
贈與ヲ受ケ候間右佩用御允許被成
下度依テ勳章勳記竝譯文相添此
段相願候也

明治三十一年四月十三日

神奈川縣知事正位勳二等中野健明



賞勳局總裁子爵大給恆殿

付同好伴目錄

一 勸業

七二個

一 藝苑

七二個

一 藝記論文

七二個

右 文切係 申 色 作 取 出 子

差 出 之 也

中 正 三 年 四 月 十 日

中 正 三 年 四 月 十 日 傳 寫

(譯文)

天祐ヲ保有シ國民ノ好愛ヲ受クル大勲位
伊太利國皇帝アンベルト第一世陛下ハ左ノ勅令
ニ署名ス

外務大臣ノ奏請ニ據リ朕ハ佩用ノ權利ト
共ニ神奈川縣知事 中野健明ヲ伊太利國
グラン、コルドン、ド、ラ、クローンス、ゲタリーニ任ス

本勲章尚書ハ本勲章事務局於テ登記
スベキ此勅令ノ執行ヲ委任セラレタリ
於モンガ

千八百九十七年十月十九日

アンベルト

署名

副署

ビスコンチ、ベノスタ

記名

右證明ス

リト
記名

伊國王冠勲章尚書ハ是ヲ以テ宣言ス別記
皇帝陛下御意ヲ執行スル爲メ別記 中野
健明氏ハ(外國人授與)グラン、コルドン登記簿
中第六百三十五號ニ記入セリ依テ右叙勲
紳士ニ本書ヲ送附スルモノナリ

於ローマ

千八百九十七年十月二十四日

本勲章尚書代

リ

記名

職員課長

エス・ルバゲ

記名

15

世三四四

外國勳章受領及佩用願

今般羅馬尼國王陛下ヨリ王冠勳章ノ
カヒレエ山ヲ贈與セラレ候ニ付受領及佩用
致度候條御允許相成度別紙相添此段
奉願候也

明治三十年四月四日

逋信省参事官兼逋信大臣秘書官松永武吉

賞勳局總裁子爵大給恒殿

供閱物件目錄

一 羅馬尼國王冠勳章ノオヒレ工

壹個

一 勳記 譯文添

壹通

右受領及佩用出願ニ付差出候也

明治三十一年四月四日

遮信省參事官兼遮信大臣秘書官松永武吉

神祐及國民ノ意志ニ依ル羅馬尼國王
カロール一世ハ我外務大臣兼勲章總裁
ノ奏請ニ依リ第ニ四三九二号ヲ以テ勅命
スルコト左ノ如シ

第一條 横濱郵便電信局長通信事務官
松永武吉君ヲ羅馬尼王冠勲章ノ
ヲヒシエー等級ノ員ニ列ス

第二條 我外務大臣兼勲章總裁ハ
此勅令ノ執行ヲ擔當スヘシ

一千八百九十七年十二月十七日
ブカレストニ於テ授與ス

カロール (手署)
外務大臣兼勲章總裁デー、スツルガ (手署)

第三七五二号
元本勅令ニ據リ之ヲ作ル 外務省書記官長デー、エス、ギカ
外務省及 之印 官印主管デー、ジト、ヒンケル
勲章局

蘭國勳章佩用願

世一三九

本官白根君は在蘭公使館勤務中条約改正事務に與りたる功を以て、今同國攝政皇太后陛下ヨリ本官へオランダ、ナヤサオ、シグエリ、勳章を贈與相成矣。越々此等在蘭國並和弁理公使より直接由付被越々之付古勳章佩用、儀事允許相成度は段別紙勳記譯文相添奉願上矣也

明治廿一年一月十七日

在露公使館

三等書記官 飯島亀太郎

賞勳局總裁

子爵大給恒殿

119

勲記譯文

神祐ニ依リプレシヤスドランジエナツサウ和蘭國
女王グルヘルミナ陛下ノ名ニ於テ和蘭國攝
政皇后エンマハ外務大臣ノ申奏ニ基キ一
千八百九十七年十二月十五日日本公使館三
等書記官飯島魯太郎ヲシエヴワリエドボル
トル、ドランジエナツサウニ命名スルヲ裁可ス
外務大臣ハ此敕命ヲ執行シ其騰奉ヲ勲賞
局ニ送レリ

一千八百九十七年十二月十七日海牙ニ於テ

インマキ署

外務大臣エ、アツシエ、ボルフオルキ署
女王太夫ベ、アツシエ、ゲヴェルス、テリキキ署
勲賞局總裁ウエルスヒツクキ署

往友第二。丑號

世四十三

孝公の御影を横山に位假す。管心やあ
り申す。京府守民殿。御師。廣徳。信長
殿。今般伊方。和國。白土。希。陛下。下。ヨリ
「シエウアリ。エー。ド。ラ。ク。ー。口。コ。又。ゲ。タ。リ。」
勤王の御影を御用本名に御
成。元。方。お。紙。の。角。願。生。の。系。太。記
し。供。用。物。お。不。お。係。夫。乃。申。信。條。也
明治三十二年四月十三日

神大老の御影を御用本名に御

貴勲局の御影を御用本名に御



新編 川 野 村

一 伊古和國勅書 記

一 日 勅書 記

一 日 海文 記

右勅書一通 運使ノ等ノ及送ノ物

記 通

記 通

記 通

外國勳章佩用願

今般伊太利國皇帝陛下ヨリニエカアリ工一ト
エククローニ又カタリ一勳章ノ賜共ヲ受テ候間
右佩用御允許被成下度依テ勳記勳章
并譯文相添此段奉願片也

私儀

明治三十年四月八日 神奈川縣警部勳八等松山信敬

賞勳局總裁子爵大給 恒殿

松山

借閱物件目録

一 勸業

き個

一 勸業記

き記

一 勸業記論文

き文

右 勸業記論文 勸業記論文 勸業記論文

勸業記論文

明治三十二年四月十二日

東京大学文学部横山行俊

天祐ヲ保有シ國民ノ好愛ヲ受クル大勲位伊
 太利國皇帝アンベルト第一世陛下ハ尤ノ勅
 令ニ署名ス
 外務大臣ノ奏請ニ據リ朕ハ佩用ノ權利ト共ニ
 權濱拾疫所長横山信徴ヲ伊太利國シエヴ
 アリエー、ド、ラ、クローニンヌ、ガタリニ任ス
 本勲章尚書ハ本勲章事務局於テ登記
 スベキ此勅令ノ執行ヲ委任セラレタリ
 於モニガ

千八百九十七年十月十九日

アンベルト
署名

副署

右證明ス

ビスコンチ、
 ベノスタ
 記名
 リト

伊國王冠勲章尚書ハ是ヲ以テ宣言ニ別記
 皇帝陛下御意ヲ執行スル為メ別記横山信徴
 氏ハ外國人授典シエヴアリエー、ド、ラ、クロー
 ニヌ、ガタリニ登記簿中第三千五百四十八
 号ニ記入セリ依テ右叙勲紳士ニ本書ヲ
 送附スルモノナリ
 於コーマ

千八百九十七年十一月二十四日
 本勲章尚書代

職員課長

丑

ル

ハカ

記名

リ

ト

記名

外國勳章佩用願

今般伊太利國皇帝陛下ヨリシエガアリエト、
エ、クローコンヌカタリ、勳章ノ賜共ク受ケテ居
右佩用御元許被申度、
文、此段奉願也

私儀

明治三十年四月七日

横濱市老松町二月十六日
佐太郎

賞勳局評裁子爵大給恒政

供阅物件目錄

一 勅書

卷一

一 勅記

卷二

一 勅記雜文

卷三

古更規佩用為依取書之序

差出文字也

西曆一千九百零四年四月十一日

廣瀬佐右衛門

天祐ヲ保有之國民ノ好愛ヲ受クル大勲位伊太利
 國皇帝アンベルト第一世陛下ハ尤ノ勅令ニ署名ス
 外務大臣ノ奏請ニ依リ朕ハ佩用ノ權利ト共ニ横濱
 於疫所醫師廣瀬佐太郎ヲ伊太利國ニシユヴァリ
 工、ド、ラ、ク、ロ、ン、ヌ、ガ、ス、リ、ニ、任、ス
 本勲章尚書ハ本勲章事務局於テ登記スヘキ此勅
 令ノ執行ヲ委任セラレタリ
 於モシガ

千八百九十七年十月十九日

右證明ス

副署

アンベルト

署名

ビスコニチ

ハノスタ

記名

伊國王冠勲章尚書ハ是ヲ以テ宣言ス別記皇帝
 陛下御意ヲ執行スル為メ別記廣瀬佐太郎氏ハ
 外國人授任シユヴァリ工、ド、ラ、ク、ロ、ン、ヌ、ガ、ス、リ、
 登記以傳中第ニキキ号ニ記入セリ依テ右叙勲
 紳士ニ本書ヲ送附スルモノナリ
 於ローマ

千八百九十七年十月二十四日

本勲章尚書代

職員課長

リト記名

エス、ルハガ

記名

通信次官

田健治郎

通信者参事官

松永武吉

公使館三等書記官

飯島龜太郎

右三名官位勲等由取調之上由回報被下

度及御依頼候也

明治三十年四月七日

賞勲局

内閣復修課

御中

内閣